

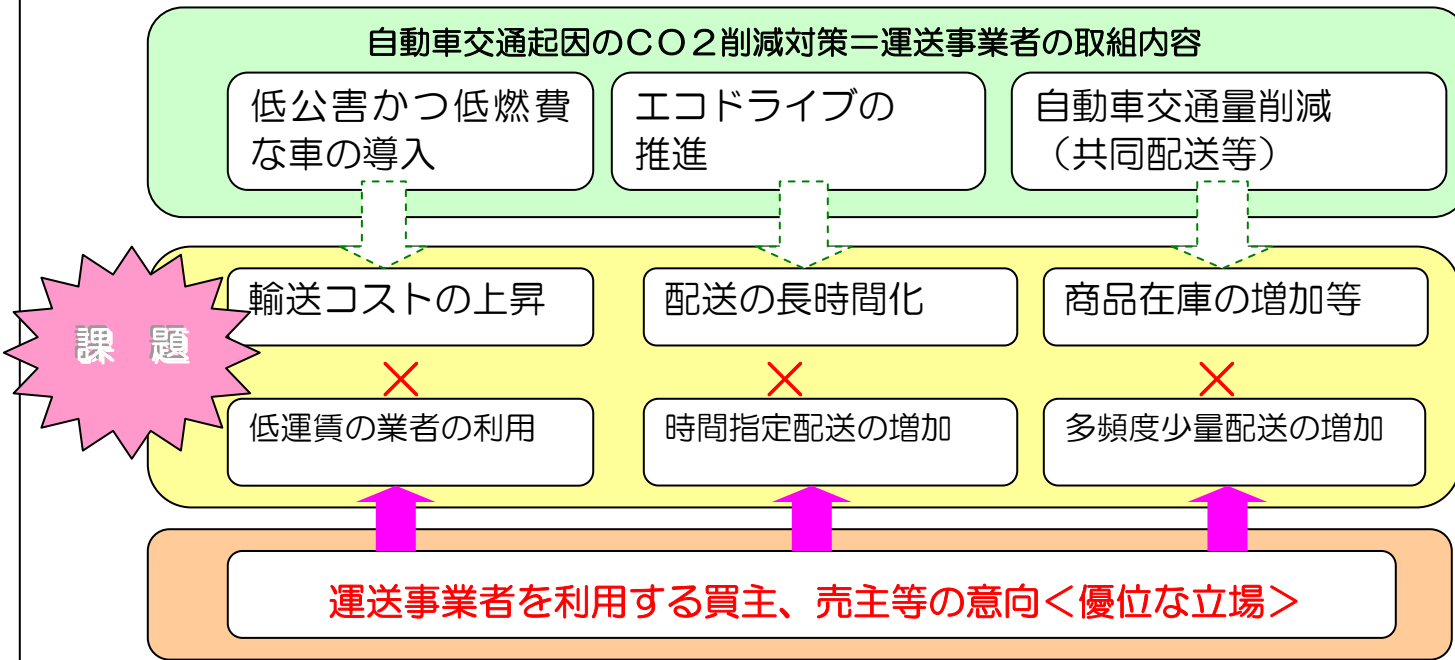
■ 自動車からのCO2・NOx排出量削減対策の現状と課題

1 自動車環境管理計画書の現状

- 平成18年度に温暖化対策の視点から制度改正（計画期間：平成18年度～平成22年度）
- 対象は、都内で30台以上自動車を保有する事業者（約2,000）
- 内容は、低公害車の導入計画、燃料使用・CO2排出量の年次計画、自動車使用合理化計画

2 運送事業者を利用する事業者（買主、売主等）の優位性

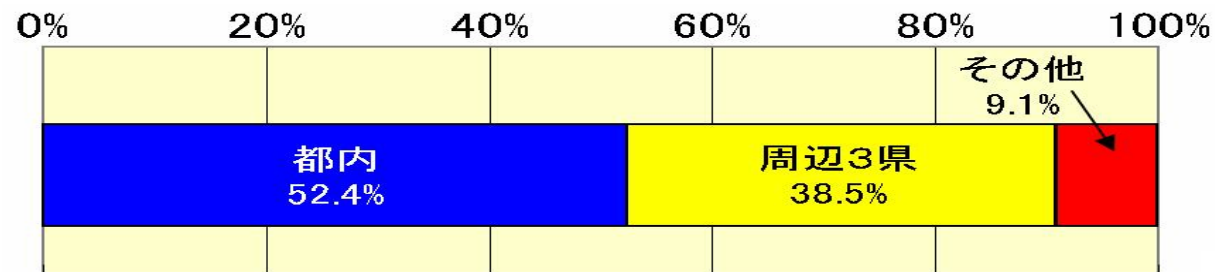
- 運送事業者を利用する事業者（買主、売主等）は運送事業者に対して優位な立場にあり、物流サービスの水準は委託者側の意向に制約を受ける。このため、運送事業者が単独で十分な自動車使用合理化の取組をすることが困難である。
- 特に、運送事業者の選択に当たっては、コストや利便性が重視されることから、運送事業者側に自動車使用の合理化のインセンティブが働きにくい。



3 都外車籍車の都内への流入（自動車環境管理計画書対象外）

- 都内を走行する自動車の約半分は、自動車環境管理計画書の適用がされない都外の事業者が運行している。

【都内走行貨物車の車籍地別割合（図表1）】



■ 貨物運送事業者を利用する事業者への対策の必要性

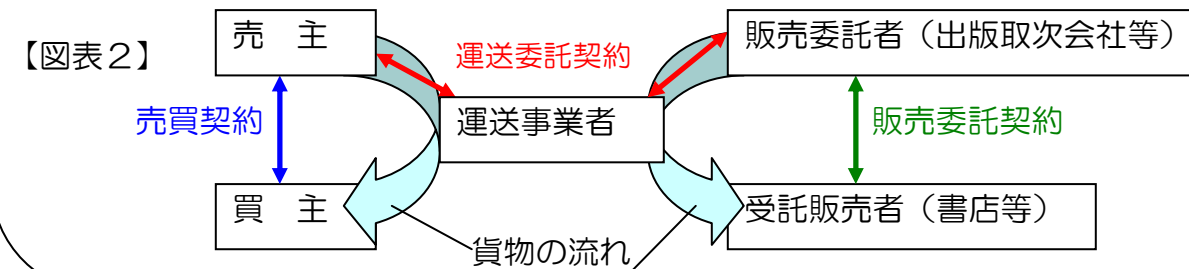
- 都内の運送事業者の自動車使用合理化のさらなる促進や都外車籍の環境性能の悪い自動車の流入を抑制するためには、自動車環境管理計画書を補完する制度の構築が必要
- このため、自動車交通需要発生の原因となるとともに、運送事業者を利用する際、物流サービスの水準の決定に支配権を行使することができる買主や売主などに対し、自動車利用の合理化を図るための自主的な取組や運送事業者への働きかけなどの義務付けを検討する。
- 特に、改正条例で運送事業者を含め、自動車を使用するすべての者に低公害かつ低燃費な車の使用の努力義務を課しているが、買主や売主側からの働きかけにより、一層低公害かつ低燃費な車の使用が促進されることが期待できる。

■ 制度の骨子

1 事業者（買主、売主等）の自動車利用合理化に係る努力義務

◇ 基本的な考え方

- 物流の末端から遡って運送事業者の自動車使用の合理化を図るため、売主は運送事業者と締結する運送委託契約を通じ、買主は売主と締結する売買契約等を通じ、運送事業者の取組の促進を図ることができるよう、努力義務の内容について定める。



(1) 対象者

- 事業者： 都内に有する事業所において、自らの事業に関し、自らの貨物を反復継続して輸送させ、又は購入した物品等を当該事業所において反復継続して受け取る法人（都内に事業所を有する都外の法人も対象）
- 事業所は、小売店、工場、倉庫・物流センターなど、貨物を取り扱う施設全般を対象とする。

(2) 義務の内容

- 事業者は、自ら主体的に実施可能な自動車利用の合理化の取組（物流効率化等）を推進するとともに、運送事業者又は貨物の発送者（売主等）に対し、低公害かつ低燃費な車の使用やエコドライブ、物流効率化などの取組の実施を求めよう努めなければならないものとする。

2 自動車環境管理計画書制度の拡充

◇ 基本的な考え方

○ 継続的かつ実効性のある取組の促進

貨物車が集中する大規模事業所は、都内外の貨物運送事業者の自動車使用に大きな影響を与えることから、特に継続的かつ実効性のある取組の実施が求められる。このため、一定規模以上の貨物取扱量がある事業所を有する事業者について環境管理計画書の作成を義務付ける。

○ インセンティブの付与

計画書の活用により、事業者の取組が社会的に評価される仕組みを構築し、一定規模以上の貨物取扱量がある事業所を有する事業者等の自主的取組を推進する土壌をつくる。

(1) 対象者

- 特定事業者： 事業者のうち、一定規模以上の貨物取扱量がある事業所（特定事業所）を有する法人で、購入した物品等を当該事業所において反復継続して受け取るもの（都内に事業所を有する都外の法人も対象）

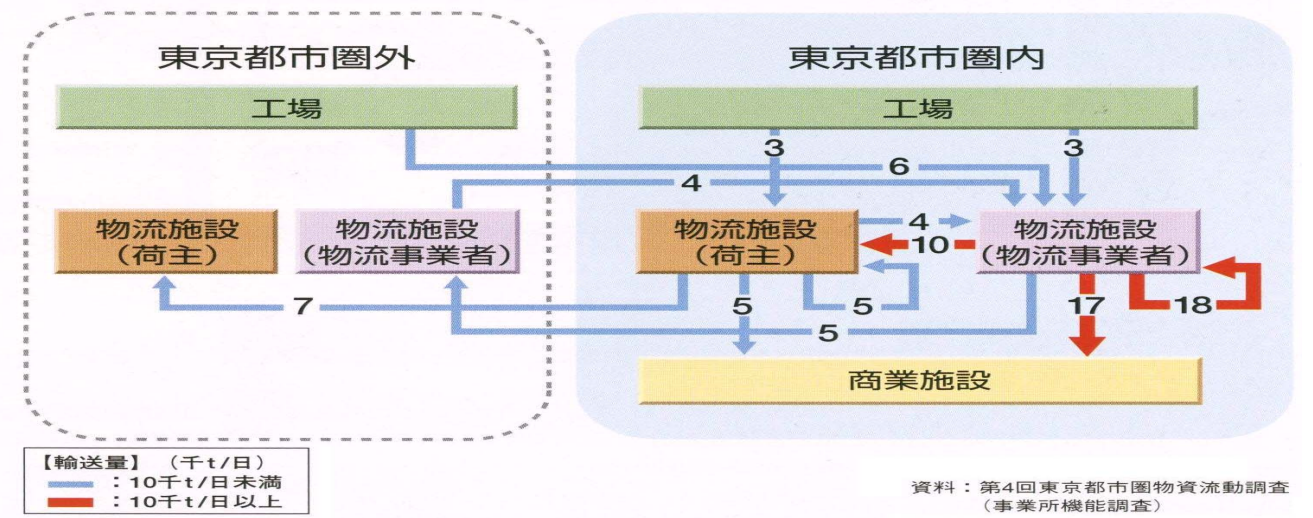
- ・ 低公害かつ低燃費な車の使用状況などは、貨物の到着地でないと確認することが困難であり、効果検証は、貨物の到着地で行う必要がある。
- ・ 取引慣行上、着荷主となる買主等が運送のサービス水準の決定について優位な立場にある。
- ・ 都外から都内に到着する貨物が多い。

* 特定事業所の考え方

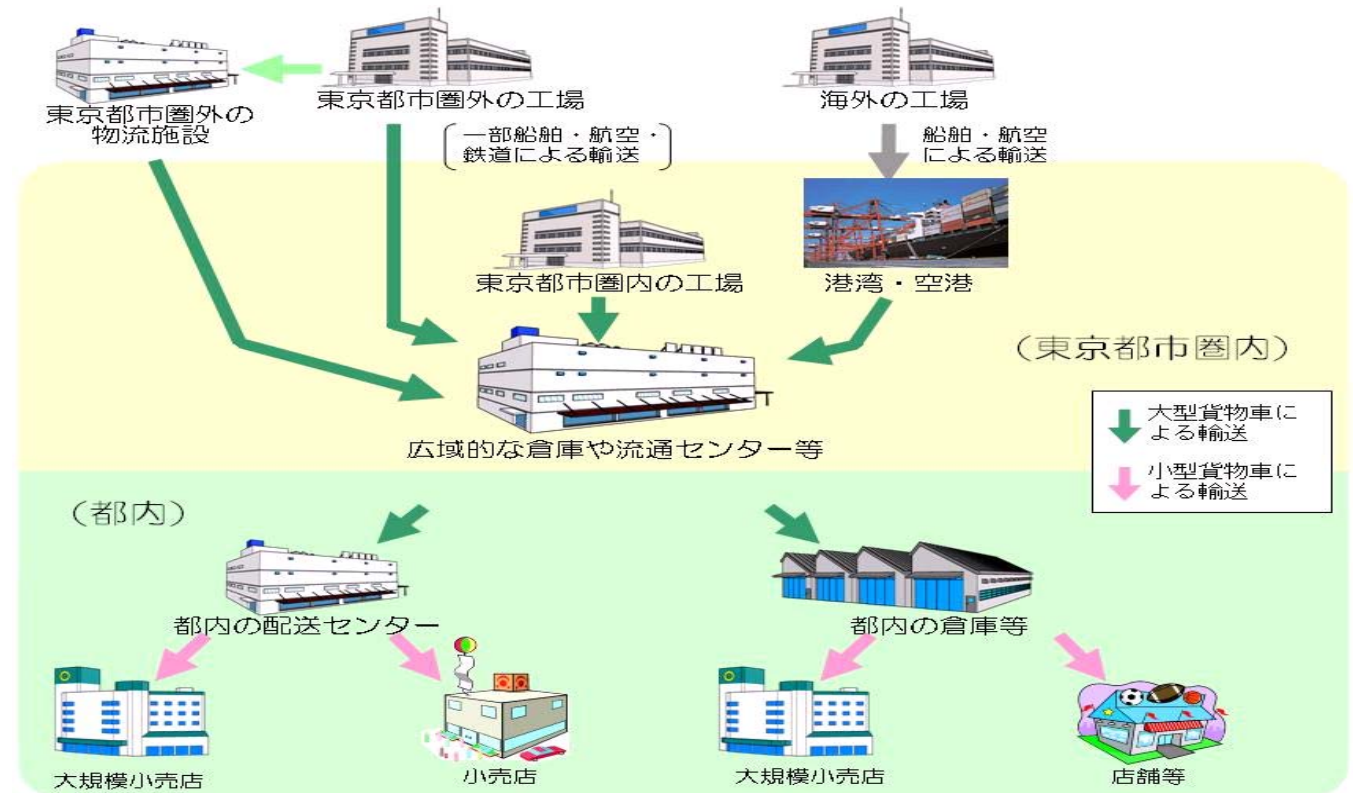
貨物取扱量が多い、大規模小売店、倉庫・物流センターなどを対象として検討（図表3・4）
 ⇒ 自動車使用量で線引き（台数・トン数で把握）
 ⇒ 業態ごとに、自動車使用量と延べ床面積等の外形基準との相関関係を調査し、決定

【図表3】

■日用品の施設間の流動量（施設間流動・重量ベース）



【図表4】



(2) 計画書の主な内容

- 低公害かつ低燃費な車の利用割合
- 多頻度少量配送の見直し、共同輸配送等の物流効率化の実施、運送事業者等への協力
- 法適合車の利用

(3) 計画期間

条例施行から5年間（予定）

(4) 実績報告書の提出（毎年度）